

気が付くと今年も半分が過ぎました。かつてないほどの早い梅雨明けとなり、早い夏の到来となりましたね。

35度以上の猛暑日が続きましたが皆様体調面はいかがでしょうか。効果的にエアコンを使いながら、長い夏を乗り越えましょう！
今年は夏のイベントも復活しつつあるようですので、体調管理をしながら楽しみたいですね。

クラウドファンディングの会計・税務処理について

インターネット上で支援者を募る「クラウドファンディング」の市場が拡大しており、事業の中でも名前が上がるが増えています。クラウドファンディングとは、群衆（クラウド）＋資金調達（ファンディング）を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指しています。「購入型」「寄付型」「融資型」「株式投資型」「ふるさと納税型」等いくつかの形がありますが、ここでは取扱量も多く、税務的にも注意が必要な「購入型」と「寄付型」について、支払側（支援者側）・受取側（出資者側）に分けて説明します。

- ✚ 購入型クラウドファンディング⇒出資者に対して商品やサービス等の見返り（リターン）を提供する
- ✚ 寄付型⇒出資者に対してリターンを必要としない

	購入型	寄付型
支払側	リターン有 (法人・個人事業主の場合) 支払時⇒前払金 引渡時⇒商品やサービスを受けた際に仕入やその他の経費になる	リターン無 支払時⇒「寄付金」 ⑧ 法人の場合損金限度額あり、法人税がかかる事も 個人の場合はふるさと納税型でない限りは税額影響無
	受取側	入金時⇒前受金 引渡時⇒売上高又は雑収入 (法人・個人事業主) ⑧ 個人事業主以外は雑所得

注意すべきポイント

- ✚ **資金を募る側の場合**
⇒集めた資金は、法人・個人に関わらず原則として収益に該当し課税対象
- ✚ **購入型の場合**
⇒売上・経費に計上するタイミング（引渡時に売上・経費計上）
⇒手数料がサイトに差し引かれるが収益認識は手取りではなく総額
⇒消費税の課税対象となる資産・役務の提供である場合、消費税の納税義務が生じる（課税事業者の場合）
- ✚ **寄付型の場合**
⇒個人で資金を募る場合は、「誰から出資してもらうか」により課される税金が異なる
⇒法人の事業の為の資金でも、個人で集めていれば個人の課税対象になる事に注意



複雑な処理もありますので、利用する場合にはどの区分に属するかに注意して活用しましょう。



退職金の支給時に必要な手続き（税務面）について

退職金は給与に比べて税制面で優遇されている事をご承知の通りかと思えます。今回は退職金支給の際に必要な会社側の手続きについてまとめました。

① **退職予定者に「退職所得の受給に関する申告書(退職所得申告書)」**を会社に提出してもらいます。これにより②の税額計算が異なり、退職者も確定申告の必要がなくなります。こちらの書類は会社保管となります。

② 税額の計算（源泉所得税）

➢ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出が無かった場合
 $退職金 \times 20.42\% = 源泉所得税$

※「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなければ高い税率で源泉しなければならず、確定申告も必要になるので注意が必要です。

➢ 「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合
 $(退職金 - 退職所得控除) \times 1/2 = 退職所得$
 $(退職所得 \times 税率 - 控除額) \times 1.021 = 源泉所得税$

※特定役員（役員在任期間が5年以内）の場合

$150万円 + \{退職金 - (300万円 + 退職所得控除額)\} = 退職所得$

③ **税額の計算（住民税）** …①に関わらず計算は同じです。

$退職所得 \times 10\% (市民税 6\% + 県民税 4\%) = 住民税$

④ 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成・提出

市役所：退職後1か月以内に提出（役員の場合）

税務署：法定調書合計表とともに提出（役員の場合）

本人：退職後1か月以内に渡す（役員・使用人関係なく）

⑤ 源泉税・住民税の支払

特別徴収した退職手当に対する源泉税・住民税は支払った翌月の10日までに納付が必要です。②の源泉税⇒退職所得の欄に記入し、③の住民税は送られてきた納付書の「退職所得分」に税額を記載し、支払額を訂正して納付しましょう。

⑥ 「給与所得者異動届出書」を市区町村に提出

退職の時期によって、残っている住民税の額を一括徴収とするか、普通徴収とするかが異なる為、支給前に確認しましょう。

⑦ 社会保険の手続

⑧ 法定調書合計表への記入・提出：翌年の1月31日が提出期限

※死亡退職の場合はまた別の手続きとなりますのでご注意ください。

◆ 社会保険の適用拡大 ◆

平成28年10月から特定適用事業所（従業員数が501人以上の会社）に雇用されている方は、週の所定労働時間がおおむね20時間以上他の条件で社会保険の加入対象者になりました(原則としては週30時間未満の短時間労働者の方は、社会保険加入の加入対象ではありません)。これを社会保険の適用拡大と呼ぶのですが、この拡大の波がさらに大きくなり、**令和4年10月からは101人以上に拡大されます。**

現在	従業員数501人以上の会社
令和4年10月～	従業員数101人以上の会社
令和6年10月～	従業員数51人以上の会社

上記従業員数の会社に雇用されており、下記条件にすべて該当した場合に社会保険の加入対象になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が8万円以上
- ③ 「2ヶ月を超える雇用の見込み」がある
- ④ 学生ではない

なお、従来までの「勤務期間1年以上」の要件が撤廃され、令和4年10月からは上記のように「**2ヶ月を超える雇用の見込み**」となります。どうぞご注意ください。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp ☑ http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。